

令和3年6月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年6月9日（水）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

丸 山 響

事務局 定刻になりましたので、始めたいと思います。
 本日はお暑い中、またお忙しい中、御参加いただきありがとうございます。
 次第によって進めたいと思います。
 まず、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、全員出席のため、過半数以上の委員さんの御出席をいただいておりますので、会が成立しますことを御報告いたします。
 次第の2の会長挨拶です。会長、お願いします。

会 長 こんにちは。
 最近の傾向であります、いきなり冬が来たり、いきなり夏が来たりというような、体調がついていかないような環境が続いております。
 明日、明後日頃からですかね、また梅雨空に戻るとか言われております。先ほど、外気温のせいか私の体温が37° 何分かありましたので、うちわであおいでもらって、計り直し36° 台になりましたのでここにおります。
 今日は牛の競り市もあって、お忙しい委員さんもいらっしゃいますが、無事に会議が成立をするということを、有り難く思っております。
 忙しい中ではございますけれども、案件が多少、ややこしい部分もあるかもしれませんが、よろしく御審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。
 では、会議規則の第4条で、会議につきましては会長が議長となっておりますので、議事は会長に進めていただきたいと思います。
 よろしくお願いします。

事務局 それでは、議事に入ります前に、恒例であります、議案書の一番後ろに付けております、農業委員会憲章の御唱和に入ります。
 今回の担当が10番委員さんになっていきますので、よろしく願います。

議 長 それでは、農業委員会憲章の音頭を、今日は10番委員さん、よろしく願います。

10番委員 恒例になっております憲章を読み上げます。御唱和、よろしく願います。
 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
 1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

どうもありがとうございました。

議長 それでは、ただ今から農業委員会を開催いたします。

まず、「議第13号」

事務局 議第13号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和3年6月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議事録の署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 一任ということでございますか。

(複数委員) はい。

議長 一任ということでございますので、本日は3番委員さん、4番委員さん、よろしく願いいたします。

続きまして、「議第14号」

事務局 議第14号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり決定に附する。

令和3年6月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 第14号におきましては、担当委員さん、7番委員さんの説明を求めます。

7番委員 議第14号、農地法第3条審議資料。

番号1、4ページから7ページをご覧ください。補足資料は2ページから8ページです。

備考といたしまして、申請者等の情報は左記のとおりです。

申請地の元の所有者は野菜を耕作する法人の代表者でした。

譲受人は町外で牧場を営んでいる個人であり、一般畑、耕作が放棄され、現況が荒地となっている農地や、山林、原野及び牛舎を整備し、採草放牧地や牧草畑及び馬厩舎として営農する計画です。

この案件につきましては、事務局より御説明をお願いしたいと思います

います。

議長 はい。それでは、事務局から補足の説明をいただきます。

事務局 はい。それでは、補足をさせていただきます。

議案書 4 ページから 7 ページ、補足資料が 2 ページから 8 ページとなっておりまして。

今回の申請地の土地の所有者は地元の農業法人の代表者の方で、先日亡くなられた後に、相続権者の方々が相続を放棄した後、裁判所が弁護士を相続財産管理人に任命したため、今回、譲渡人が相続財産管理人となっております。

譲受人は、〇〇市内で認定農業者の認定を受け、馬の飼育を営む個人であり、牧場を経営しておられます。今回の申請地では、採草放牧地としての利用並びに維持管理が主な営農計画になっております。

また、今回の申請地の中には、もともと牛舎として使われていた建物があり、そこを馬の厩舎として活用されるということです。

今回の申請地につきまして、もともと農協の抵当権が設定されておりまして、この抵当権の整理をするため、譲受人が購入に支払った金額が抵当権の債権に充てられるということです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

J A の理事さんもうらっしゃいますが、13 番委員さんから何かございましたら。

13 番委員 この案件につきましては、債権処理案件でありまして、債権者が亡くなったので、相続人がその財産の相続を放棄したというようなことで、破産管財人に提供して、今日の案件になっております。

慎重に御審議していただいた上、採択していただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

議長 この第 14 号につきまして、今 3 人の方々から説明がございましたが、何か御意見ございますか。

3 番委員 住宅地は、法人経営していたときに、社員の寮という形であったと思いますが、ああいうところはどうなっていますか。現在の状態は。そこは写真には載っていないみたいだけど。

事務局 ちなみに、その地目は宅地になっていると思います。

今回、ほかにも、この農地法で諮れる案件の分の筆しか記載していないので、全部で 20 数筆ぐらいの申請です。

全体で見ますと、110 何筆ぐらいありまして、山林であったり、雑種地であったり、あとは隣接しているゴルフ場の用地になっているものであるとか、そういったものを全部含めると、そのくら

いにはなりません。

恐らくそういったところに対象の宅地が含まれていると思います。

13番委員 住宅とか、研修生の住宅ですね、そういうのも一緒に含んだところの案件でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 農地法に関する案件は、あくまで畑と田、あとは採草放牧地として使われている原野というところになります。

10番委員 それは困った物件だから、何も耕作放棄地にするよりも、そういう人がおれば、そういう方に任せたほうがいい。

事務局 そうですね。今回は、その債権処理の絡みもあったので、十分にそこで耕作するかは問はず、維持管理はされるという話でしたので、農地としての状態は保てるのではないかなと思ひています。

議長 ほかにございませぬか。いいですか。

5番委員 ○○市の譲受人の、この人の名前は何て読むのですか。

事務局 はい。そうですね。お名前は「○○○○」さんと読むそうです。

議長 他にありませぬか。

(複数委員) はい。

議長 さっき10番委員さんが言われたように、荒らしてしまうよりも、こういう形でも維持管理をしていただいたほうがいいというようにすることで、良しということによろございますか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、そのように決定をいたします。

14号の2番、3番、4番につきましては、関連がございませぬので、一括で2番委員に説明をしていただきます。

2番委員 議第14号、農地法第3条審議資料。

8ページの2、3、4を一緒に説明します。2番、3番、4番の事案は関連案件のため併せて説明します。

申請者等の情報は左記のとおりです。

譲渡人は非農家で、申請地の現状は耕作が放棄されて、竹やぶとなっています。譲受人は申請地を再生し、維持管理を続けるということです。現在、作付け等の予定はありません。

以上です。

議長 これについても、事務局のほうから補足をさせていただきます。

事務局 はい。それでは、事務局から補足をさせていただきます。

今回、2、3、4をまとめて説明いたします。

譲渡人が計3人、譲受人がお一人となっています。農地の筆数でいくと、一般畑が4筆、畑4筆の農地法の3条、今回、売買の案件となっています。

譲渡人からの要望で、今回、この土地を維持管理してほしいとい

うことで申請が上がってきております。

2番委員さんからも話がありましたとおり、維持管理と再生を買い主が行うとのことで、ここでその特段何か作付けを予定されるということはないですけれども、あくまで農地の状態を保つというところでの申請になっております。

この後、農地法4条で、この人の追認の案件がありますけれども、この案件は、農地以外の利用はしないようにと、事務局からも十分説明を行っております。

事務局からは以上です。

議長 今説明がございましたが、要するに耕作地としての購入じゃなくて、維持管理をすると、荒れないように管理をしますよというふうな意向のようでございます。

事務局から次に出てきますが、こういったことで処理をしていたものが、いつの間にか違う方向に行っている。

その後、追認という形をとらざるを得ないところも出てきているようでございます。

なので、それは強く指導するというような話でございます。

農業委員会の指示に従わなかったときには、また、再度、手を入れなければいけないというようなことになりましたが、いかがでしょうかね。

大丈夫ですか。

事務局 今現在、既に現況としては竹やぶになっているようなところ、また、背の高いカヤが生えているようなところに重機等を入れて、しっかり畑の形を保つように現況整備している途中でした。

そういう状況ですので、十分維持管理は可能な環境にあると思います。

もう既に作業中です。

議長 というようなことだそうでございますが、何か御意見ございますか。

9番委員 維持するための購入をするということは、耕作はできなくてもいいですかね。

事務局 そうですね。

周りの景観を汚さないために、隣の山から竹が入り込んだりするのを防いでほしいというような、その土地の所有者の意向もあって、維持管理を引き受けます、というような形で今回、申請をいただいています。

議長 これは結局、売買だから、所有者は既に変わっているわけですね。

事務局 いえ、許可後、所有者が変わります。売買契約は済んでいても、

	登記がなされていませんので。
議 長	名義が変わるのに、維持管理をしてほしいと委託をされたのですか。
事 務 局	近隣の人たちがこのままでは、迷惑になるというところを考えたの意味ですね。
1 2 番委員	今の土地を整備する前も、整備した後も見えていますけど、これは整備する前は普通考えたら、なんか放棄地にも程があるような感じですね。
事 務 局	多分、近隣の人も畑とは思ってなかった、という方が多いと感じられるところだと思います。 もう数十年ぐらい前から耕作放棄地になっているようなところとお聞きしています。
1 3 番委員	そのままのほうが、山林転用ができたのでは、ありませんか。
事 務 局	それが難しいところですね。非農地の証明というところでもできない場所ではありましたが、その話をするよりも先に3条申請が出てきておりましたので、どちらの方法をとるかという前に、3条申請が優先されたということです。 こちらからもあまり非農地化をやってくださいと言うわけにもいかないで、3条申請で農地が農地として守られるのであれば、農業委員会としてはその農地を守る方向での意向に沿うこととなりました。
議 長	今、補足等もございましたが、農業委員会の立場としても、農地は、農地として残ることが第一であるというようなことがあります。
3 番委員	資材の仮置場とか、そういうのもしないということですか。 譲受者の仕事上、碎石とか機械とか、多少一時的に仮に置いたりするということに、なりそうな気がしますけど。
事 務 局	もちろん、そういったことに利用することはないですか、という確認をさせていただきました。 そういった案件が、次に審議していただくものがありましたので、確認を念入りにいたしました。 間に入っていたいただいた行政書士さん共々、無断転用につながる利用はしないよう、十分そのところも強く2人で説明いたしましたので、そういった利用はないと信じております。
議 長	ということで、慎重に厳しく指導されているそうですので、いかがでしょうか。何か御意見ございますか。
(複数委員)	そこは信用しましょう。
議 長	そういったことで、良いですか。
(複数委員)	はい。

議長 では、そういうことで決定をいたします。
続きまして、「議第15号」

事務局 報告第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和3年6月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議第15号の1番につきましては、担当委員の2番委員に説明をいただきます。

2番委員 議第15号、農地法第4条審議資料。
1番、10ページですね。補足資料が16から17ページになります。申請者等の情報は左記のとおりです。
申請地の周辺は東側と南側に道路、西側にはスギの木が植林されており、現況は既に資材置き場として使われており、追認を受けるための農地法第4条申請となります。

議長 はい。事務局から補足をしていただきます。

事務局 それでは、この案件の補足をさせていただきます。
畑1筆の農地法4条申請です。先ほど3条案件でお話したところと大分重なるものではありませんが、この農地は、過去に農地法3条申請において、もともと申請者が購入された土地でした。
そのため、本来であれば農地としての利用が必要なところではありましたが、申請者が十分に農地法を理解していなかったため、当時荒れ地だったこの農地を、資材置き場として利用できるというふうに認識されていたそうです。
今回は、そういった十分な農地法の理解が足りずに、起きてしまったという内容であり、本来であれば当時、5条申請を受けるのが適切であったところではあります。
しかし、既に農地法の3条許可書をもらい、名義が今回の申請者に変更されていたので、再度、4条申請において自己所有地としての追認申請の形となった次第です。
この顛末については、始末書の添付もいただいておりますので、また事務局からの説明もしておりますので、先ほど審議を行った農地法3条の整理番号2から4の案件も含めて、今後このような無断転用が起こることのないようにいたしますというふうに記載をいただいております。
また、その申請のほかの添付資料につきましては、事業計画書や位置図、見取図、配水計画図などを添付されておまして、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であるというふうに判

断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないというふうに判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であるというふうに判断しています。

事務局からは以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

先ほど14号でも話がちらっと出ましたけれども、こういったことになりかねはしないか、というような懸念を皆さん持たれたらと思うっております。

そうであれば3年ぐらい前だった、3条申請は。

事務局 平成26年なので、前の農業委員さんか、その前の農業委員さんの代ぐらいだと思います、恐らくですね。

議長 そのときに、3条申請がされて許可が下りて、無断転用がされていたということですね。

農地法を知らなかったといえ、それもやむなしかと思いますが、こういったことが度々起こってくると、なかなか難しいところがございますので。

9番委員 この当時はまだ竹やぶだったな。

2番委員が一番知っているでしょう。

あそこは、農地は農地でも、スス竹がいっぱいあったのでそれを切り開いてこういう状態にしている。何というか、資材置き場にしていた。

事務局 はい。もともとは耕作放棄地です。

12番委員 もともと荒地地なのですね。

議長 かつての経緯は私たちもよく知りませんが、話を聞いてみると、3条申請のときには完全な放棄地で荒地地だったということです。

それがこんな形で、転用はされているけれども、今のほうがきれいになっているという、管理がきちっとされているというふうに受け取らなくては、しょうがないのですかね。

13番委員 元が元だったら、農地から外されている訳ですね。

事務局 周りの人も以前は、ほとんど山と聞いていたというふうに聞いていました。

議長 そういった経緯があったというようなことで、さっき申し上げましたように、指導もかなりきつくしてあるようでございますので、これでよろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。ということであれば、議第15号の1に関しては、このよ

うに決定をいたします。

続きまして、2番につきましては、3番委員さん、よろしく願いいたします。

3番委員 議第15号、農地法第4条審議資料。

2番になります。補足資料は18ページから20ページとなります。申請者等の情報は左記のとおりです。

申請地の周辺は、北側及び南側に山林が広がり、日当たりが悪く、鳥獣被害が多く、耕作に適さない土地のため、スギを植林し、山林として管理したいという農地法第4条申請ということになります。

どうかよろしく願いいたします。

議長 これは、場所的には補足資料のとおり谷の方へ下りていく、豚舎があったところですね。

補足をお願いします。

3番委員 申請者の父親が元気なときは養豚業をやっていましたが、養豚を止めてから、もう何十年もそのまま、現在耕作放棄地のような状態です。

事務局 では、事務局から少しだけ補足をさせていただきます。

畑1筆の農地法第4条申請になっております。事業内容は植林です。

申請書には事業計画書、資金計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては資力及び信用、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であるというふうに判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

先ほどの豚舎のところの跡の写真も、付けていたと思いますが、何か鉄骨が立っていますので、そちらもご覧いただければと思います、20ページです。

議長 その、一番下のほうの、一番奥のところですね。

事務局 はい。畑が4枚ぐらい並んでいるうちの一番奥の畑になります。事務局からは以上です。

議長 はい。今、説明をいただきましたけれども、私も最近は行っていませんが、前はしょっちゅう仕事上、通っていました。

その頃からもう既に荒れかけていたというような記憶がありま

す。

条件的には今言われたように、事務局からも説明があったように、何の問題もないだろうということでございますが、いかがでしょうか。いいですね。

(複数委員)

はい。

議長

はい。ということであれば、第15号の1番、2番につきましては、このように決定をいたします。

続きまして、「議第16号」

事務局

議第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年6月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。議第16号の番号1につきましては、担当委員の1番委員、よろしく願いいたします。

1番委員

議第16号、農地法第5条審議資料。

番号1は、議案、12ページになります。補足資料は21ページから24ページです。申請者等の情報は左記のとおりです。

申請者は、区長が代表として申請されています。

申請地は、30年以上前から消防施設の倉庫として既に利用されており、追認を受けるための農地法第5条申請になります。

権利の種類は、賃貸借権の設定であり名義を変更するものではありません。

以上です。よろしく願いします。

議長

はい。事務局から説明をいただきます。

事務局

はい。事務局から補足をさせていただきます。

今回の案件は、畑1筆の農地法第5条申請になります。

本申請地は、去年の11月に町の農振協議会において農振除外の申請が上がり、今年3月、昨年度末に農振除外の許可を受けた土地です。

申請者は、地区の代表者である区長名であり、権利の種類は賃貸借権の設定のため、名義の変更はありません。

申請の内容は、駐車場及び消防小屋の追認となっています。

申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、今回、追認案件となっておりますので、始末書の添付もいただいております。

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からは以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

私は資料を見ていて、これは以前ちょっと関わったことがあるなと思いながら見ておりましたところ、農振除外の会議にかかったものだとなつ得をしたところですよ。

これは30年以上前から消防施設として使用していたとなれば、公共のものであつても、やっぱり追認なら始末書を書かなければいけなかつたのかなと思つたりしました。

30年ぐらい前はそこまでいろいろうさくなかつたのかなと、感じました。

こういうものは、時々出てくるのでそんなことを感じたところですよ。

事務局 そうですね。例えば30年も前だと建物の老朽化による建て替えの必要があつたり、新しい計画が出てきたときに、そこが宅地だと思つこんでいたものが、実は許可を受けてなくて、畑だつたというのが今になつて分かつたというようなケースが多いのかなと思つます。

農振除外で植林の案件が出てくるのも、相続してみたら畑に木が植わつていたということとかもよくあるので、そういったところの追認もあります。

今回も含め、やむを得ない追認というものもありますので、始末書も出されております。

ご審議、お願いいたします。

議長 分かりました。

こういった地域にとっては、どうしても重要な施設でございますので、別段、皆さん御意見はないかと思つますが、よろしゅうございませうか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございませうので、第16号についてもこのように決定をいたします。

今日はちょっと、ややこしいものがあるかなと思つて、挨拶の中でも申し上げましたけれども、皆さんの御理解が得られまして、スムーズに審議いただき、ありがとうございました。

思つた以上に早く終わることができました。

事務局	ありがとうございました。
	ありがとうございます。
	では、これをもちまして令和3年度第3回農業委員会総会を終わります。
	お疲れ様でした。